

別 表

1（料金表）

1-1（契約種別および料金）

- (1) 東京電力エナジーパートナー株式会社の特定小売供給約款の改定にともない料金体系等の大幅な変更があった場合、または当社においてサービスの提供が継続しがたい特段の事情が発生した場合には、あらかじめお客さまへご案内のうえ、料金表を変更する場合があります。
- (2) 本約款によらず、個別契約にもとづき対象建物ごとに料金その他の利用条件に関する契約を締結している場合には、本料金に代えて当該契約の内容が適用されるものとし、その他の条件については本料金表が適用されるものといたします。
- なお、料金表は当社のWEBサイトで開示しております。

【料金表（税込表示）】（整数部分は「円」、小数点以下は「銭」と読み替えます。）

2024年6月1日

契約種別（電灯需要）		従量電灯 B	従量電灯 C
基本料金	契約電流 10 アンペア	311.75	—
	契約電流 15 アンペア	467.62	—
	契約電流 20 アンペア	623.50	—
	契約電流 30 アンペア	935.25	—
	契約電流 40 アンペア	1,247.00	—
	契約電流 50 アンペア	1,558.75	—
	契約電流 60 アンペア	1,870.50	—
	契約容量 1kVA につき	—	311.75
電力量料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	29.80	
	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	36.40	
	300kWh を超える 1kWh につき	40.49	

契約種別（電力需要）		低圧電力
基本料金単価	契約電力 1kWにつき	1,029.07
電力量料金単価 （夏季）	（契約電力×100）kwh までの 1kwh につき	26.62
	（契約電力×100）kwh 超過分の 1kwh につき	28.75
電力量料金単価 （その他季）	（契約電力×100）kwh までの 1kwh につき	25.13
	（契約電力×100）kwh 超過分の 1kwh につき	26.97

注 1 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）で定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

イ 1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の5月の計量期間等の始期から翌年の4月の計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

（4）再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細につきましては経済産業省資源エネルギー庁のホームページにてご確認ください。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html)

3（燃料費調整）

（1）燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$(\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma)$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (5) \text{ の基準単価} / 1,000$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times (5) \text{ の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等

毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき 18 銭 3 厘といたします。

ヘ 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1) ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 (日割計算の基本算式)

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5 (契約容量および契約電力の算定方法)

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} / 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 / 1,000$$